

品川区妊娠期からの相談事業実施要綱

制定 平成 28 年 3 月 31 日 区長決定

要綱第 131 号

改正 令和 6 年 3 月 29 日 部長決定

要綱第 124 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、保健師等（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する保健師、助産師又は看護師をいう。以下同じ。）が妊婦に対する面接または相談を行うことにより、各家庭における出産または子育ての支援に関するニーズを把握し、必要な支援を行う事業（以下「事業」という。）を実施し、出産および子育てに関する不安の解消を図るとともに、各家庭における出産または子育ての支援に関するニーズに応じた妊娠、出産および育児の各段階における切れ目ない支援を行うことができる体制を整備し、もって妊婦ならびに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持および増進を図ることを目的とする。

(事業の対象者)

第 2 条 事業の対象となる妊婦（以下「対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内に住所を有する妊婦で、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条の規定に基づく妊娠の届出を区長または他の区市町村長に提出した者
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健師等と対象者が面接し、当該対象者の出産または子育てに関する状況および当該対象者の家庭における出産または子育ての支援に関するニーズを把握すること。
- (2) 対象者からの母子保健および育児に関する相談に応じ、保健師等が適切な指導または助言を行うこと。
- (3) 第 1 号の面接により把握した状況およびニーズを踏まえ、当該対象者の家庭に適した出産または子育ての支援および母子保健に関する計画（以下「支援計画」という。）を作成し、出産または子育ての支援に関する事業の案内をすること。
- (4) 第 1 号の面接を行った対象者に対し、現金以外の物で出産又は子育ての支援に資する物品として第 6 条の規定により定めるもの（以下「育児パッケージ」という。）を交付すること。
- (5) 第 1 号の面接により継続的な出産または子育ての支援が必要と認められた対象者

(以下「要支援者」という。) および5条の規定により要支援者等個別計画(以下「個別計画」という。)の内容を更新した要支援者に対し、出産または子育ての支援に関する事業の案内その他必要な措置を講ずること。

(6) おおむね産後1カ月までの産婦に対しては、原則電話による状況把握および相談を実施する。

(支援計画に関する情報の提供)

第4条 区長は、作成した支援計画のうち出産または子育てに関する情報を当該対象者に提供するものとする。

(支援計画の内容の更新その他の措置)

第5条 区長は、要支援者について、当該個別計画の作成から一定の期間が経過した後、当該個別計画の内容および当該個別計画の内容に基づき行った出産または子育ての支援の効果について検証を行い、さらに継続的な出産または子育ての支援が必要と認められる場合は、当該個別計画の内容を更新するものとする。

(育児パッケージの品目)

第6条 育児パッケージの品目は、毎年度、予算の範囲内で別に定める。

(育児パッケージ交付状況の把握)

第7条 区長は、育児パッケージ交付台帳を作成し、育児パッケージの交付状況を適切に把握しなければならない。

(実施場所)

第8条 事業は、健康課、品川保健センター、大井保健センターおよび、荏原保健センターにおいて実施する。

(関係機関との連携)

第9条 区長は、しながわネウボラネットワーク規定に基づき、支援を要する家庭については、地域の関係機関と情報を共有し、連携の強化を図る。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。